

うめきた 2 期区域まちづくり検討会傍聴要領（案）

（目的）

第1条 この要領は、うめきた 2 期区域まちづくり検討会設置要綱第 5 条第 2 項の規定に基づき、うめきた 2 期区域まちづくり検討会（以下「検討会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続）

第2条 傍聴を認める定員は 10 名とする。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、会議の開催予定時刻の 30 分前から開催予定時刻までに受付を済ませ、事務局の指示を受けて傍聴席に着席するものとする。
- 3 前項の受付は、定員になり次第終了する。
- 4 傍聴者には、原則として検討会委員に配付するものと同じ会議資料を配付するものとする。ただし、座長が公開すべきでないとする議事に係る資料及び大量に準備することが困難なものについてはこの限りでない。

（傍聴者の守るべき事項）

第3条 傍聴者は、会場においては、次の事項を守ること。

- （1） はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと。
- （2） 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと。
- （3） 飲食又は喫煙をしないこと。
- （4） 携帯電話などは、受信音などを出さないこと。
- （5） 写真撮影、録画、録音等は行わないこと。ただし、検討会の座長の許可を得た場合はこの限りでない。
- （6） 会議開催中は静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと。
- （7） その他会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと。

（秩序維持）

第4条 傍聴者は、会場においては、検討会の座長又は事務局の指示に従うこと。

- 2 傍聴者がこの規定に違反したときは、検討会の座長又は事務局はこれを注意し、なおこれを改めないときは、退場させることができる。

附 則

この要領は平成 年 月 日から施行する。